

令和8年度配偶者等からの暴力（DV）加害者プログラム業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・プロポーザルによる業務委託候補者選定後、埼玉県は業務委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務の名称

令和8年度配偶者等からの暴力（DV）加害者プログラム業務委託

2 履行場所

受託者が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務の目的

配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が事実上離婚したと同様の事情に入った者を含む。）からの暴力（以下「DV」という。）被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるためのプログラムを業務委託により実施する。

なお、本プログラムは受講者（以下「利用者」という。）が能動的にプログラムを活用し、自らの変容を促すことを目的とすることから、利用者が「自らが主体的に参加する」姿勢を育む機会を提供するものとする。

5 委託業務の内容

（1）DV加害者プログラムの実施

プログラムの内容は、暴力を容認する意識など加害者の価値観、信念、行動に焦点を当て、利用者が主体的に参加し、自分自身の問題に気づき、行動を変化させていくものとする。

については、以下の業務を実施すること。また、定員は40名程度とし、性別は問わずに利用できるものとする。

- ① 申込受付（随時）
- ② 個別カウンセリング（1回）
- ③ 基礎講座（3回程度）
- ④ グループワーク（初月・3回程度）
- ⑤ グループワーク次月以降の参加手続案内
- ⑥ 報告書等の作成及び提出

また、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和5年5月・内閣府男女共同参画局）を踏まえたプログラムとすること。

このほか、本委託業務においては、利用者の②～④の参加実績に応じ、受託者にお

いて設定した単価を支払うものとする。 (単価契約)

(2) 事業対象者

利用者は、配偶者等へ暴力をふるった、またはふるっていることに悩み、更生に意欲のある埼玉県内に在住または在勤、在学している者で18歳以上とし、性別は問わないものとする。

ただし、以下の場合は対象外とし、該当しないことについて利用者に宣誓書を提出させること。

なお、宣誓書については、以下の項目を付記したものを受け取者が作成するものとする。

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を終えていない者又は執行猶予中の者
- ・刑事事件で起訴されている者
- ・アルコール、薬物の依存がない者
- ・重度の認知障害等の精神疾患があり、グループワークへの参加が困難な場合

(3) プログラム実施方法

受託者は、利用申込者に対し、まずは個別カウンセリングを行い、本人に加害更生の意思があること、かつ、グループによる当該講習が適していることが確認できた者に対し、加害更生への知識を深めるための基礎講座を複数回実施する。また、すべての基礎講座を受講した者に対し、グループワークの受講を許可することを原則とすること。

加えて、本委託業務に係るプログラムは（1）②～④に限られるため、利用者に対し、④の次月以降は、受託者と利用者との契約（以下「個人契約」という。）に切り替わり、当該契約に基づく料金については利用者が受託者に支払うこととなる旨を必ず説明すること。また、引き続き個人契約にてプログラムを受講する場合は、利用者の連絡先等を適切に管理し、申込みが円滑に行われるよう手配すること。

個別カウンセリング、基礎講座及びグループワークについては、オンラインまたは対面方式で実施すること。

対面方式の場合は埼玉県内で実施することとし、場所は利用者と調整の上、開催日の1週間前までに県へ報告すること。

また、利用者からの危害に備え、安全確保、緊急事態の対処に備えること。

プログラムの実施状況を検証し、必要に応じて県と協議の上、実施方法を改めること。

(4) DV加害者プログラム（グループワーク）実施の方法及び条件

ア ファシリテーター・スタッフの手配

プログラム及びグループワークにはファシリテーターを必ず配置することとし、ファシリテーターや利用者の特性等を考慮した上でグループの人数及び構成を決定する。また、必要に応じてスタッフの手配を行う。

イ 合同開催について

グループワークについて、利用者以外の参加者と合同で開催することは可能とする。

ウ 会場設営

プログラムの運営に必要な会場の確保又はオンライン等の設備・消耗品・備品類の調達については、受託者が負担の上適宜手配する。

エ ファシリテーターの基準

- ・DV被害者支援の経験又はこれに相当する経験を持ち、被害者の置かれている状況等の実態について理解があること。
- ・対人援助に関連する分野（心理、社会福祉、教育等）の業務の経験があり、専門的な資格を有する者であること。
- ・配偶者からの暴力、児童虐待、性暴力、アルコール依存、薬物乱用、力と支配の構造、関連する法律、法的手続等に関する知識を有すること。
- ・DVの危険度を評価でき、危機介入に関する具体的な手立てについて十分理解し、実際に応用できること。
- ・グループカウンセリングやグループ教育など、少なくとも1年間の臨床経験を有すること。
- ・これまでに暴力を振るったり、アルコールや薬物の乱用をしたりしたことがないこと。
- ・男女共同参画について十分に理解があり、性差別的な態度を取ることがないこと。
- ・加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項についての研修を受けていること。
- ・被害者と直接接することのない者であること。

（5）定員を超えて申込みがあった場合の対応

速やかに委託者に報告し、当該申込者に対し、受託者が実施するプログラムについて、自己負担となることを説明の上、紹介するなどの対応を行う。

（6）報告書の作成及び提出

ア 概要報告書

（ア）毎月の報告

各月分のプログラムの申込者数及び講座の参加状況について、別添参加者名簿を参考に作成した任意の様式にて、翌月10日（10日が土日祝の場合は翌開庁日）までに県に報告する。また、グループワークの次月以降の個人契約への切り替えの有無についてもあわせて報告すること。

なお、使用する様式は、事前に県に協議すること。

（イ）個別カウンセリングの報告

個別カウンセリングの結果について、実施日から30日以内に別記様式にて県に報告する。

イ 実績報告書

プログラム実施状況、参加者への効果（効果測定アンケート結果）、その他の実施状況についてまとめた報告書を、令和9年3月31日までに提出する。

報告書には参加者向けアンケートの集計結果、アンケート結果（アンケートの実施については下記（7）イ参照）をもとにした具体的な効果の検証及び今後のプログラム実施の課題等を盛り込むこととする。

（7）加害者プログラム実施に付随する事務

ア 申込に関する報告

本プログラムへの問合せ及び参加申込みがあった場合には、その都度電子メールにて報告すること。

イ プログラム参加者へのアンケートの実施（集計を含む）

本委託業務によるプログラム最終日にアンケートを実施し、集計を行う。

アンケート項目については、事前に県と協議の上、決定すること。

6 その他

（1）参加者等の状況等の把握及び連絡

対面方式で開催する場合、参加者等の健康状態などに異常を発見した場合には速やかに応急措置等を行うとともに県に報告する。

また、オンラインで開催する場合、オンライン上でトラブルが発生し、予定した日時に開催できなかった場合及び設定した時間について実施できなかった場合には、代替日を設定し、開催する。

（2）通知・資料等の内容及び配布

本事業に関する通知や資料等の内容や配付については、事前に県と協議する。

（3）疑義が生じた場合

業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに県に連絡し、協議を行う。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）及び閉庁時間（8：30まで及び17：15以降）において、速やかな判断が必要な場合は、別に定める緊急連絡先に連絡し、県と協議を行う。

（4）本件業務に係る帳簿及び書類の整備等

受託者は業務に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

この帳簿及び証拠書類は、当該業務の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。